

平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

平成26年5月28日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

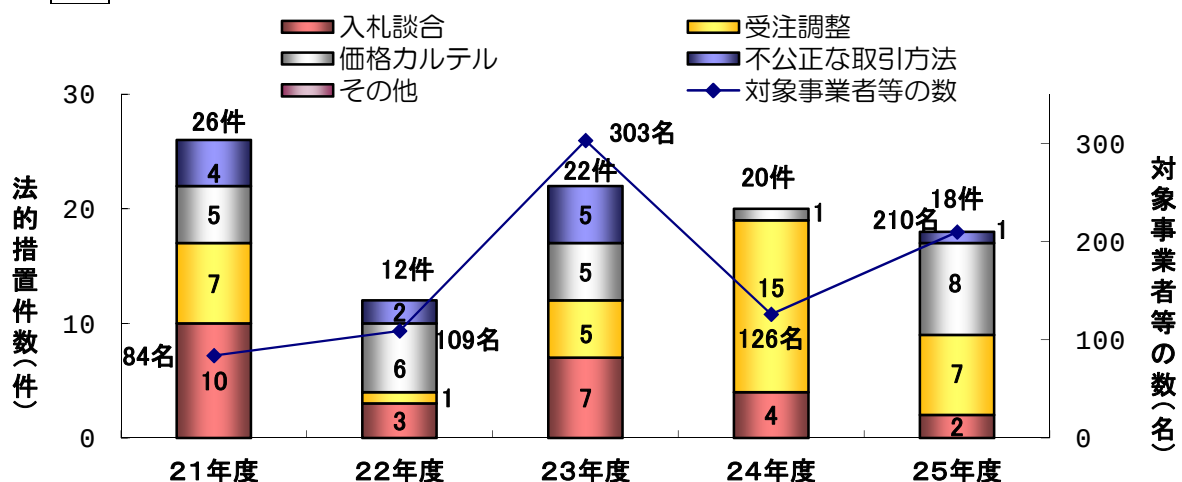
第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

平成25年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ210名の事業者等に対して、18件の法的措置（注1）を採った。法的措置18件の内訳は、入札談合（官公需）2件、受注調整（民需）7件、価格カルテル8件、不公正な取引方法1件となっている。不公正な取引方法1件を除いた17件の市場規模は、年間約4200億円である。

（注1） 法的措置とは排除措置命令及び課徴金納付命令であり、1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

図1 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



また、法的措置を採るに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いのある行為が認められたときには、関係事業者等に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行い、必要に応じ是正措置を採るよう指導しているところであり、平成25年度においては、1件の警告・公表を行った。

第1及び第2に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
第3及び第4に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

2 課徴金納付命令等の状況

平成25年度においては、延べ176名の事業者に対して、総額301億7410万円の課徴金納付命令を行った。また、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法（以下「旧法」という。）に基づく審判手続を経て、延べ5名の事業者に対して、総額6873万円の課徴金の納付を命じる審決を行った。

この結果、平成25年度において納付を命じた課徴金額は、延べ181名の事業者に対して、302億4283万円であり、一事業者当たりの課徴金額は1億6708万円（注2）であった。

このうち、自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件については、一事件の課徴金額として過去2番目に高額（227億1848万円）であったほか、一事業者に対する課徴金額として過去最高額（131億107万円）の納付を命じた。

（注2） 一事業者当たりの課徴金額については、千円以下切捨て。

図2 課徴金額等の推移

（注）課徴金額については、百万円以下切捨て。

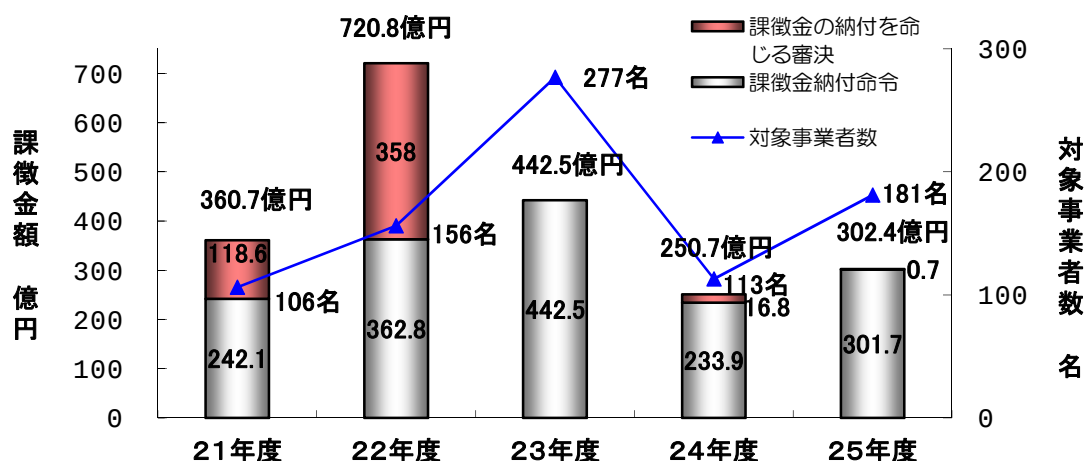
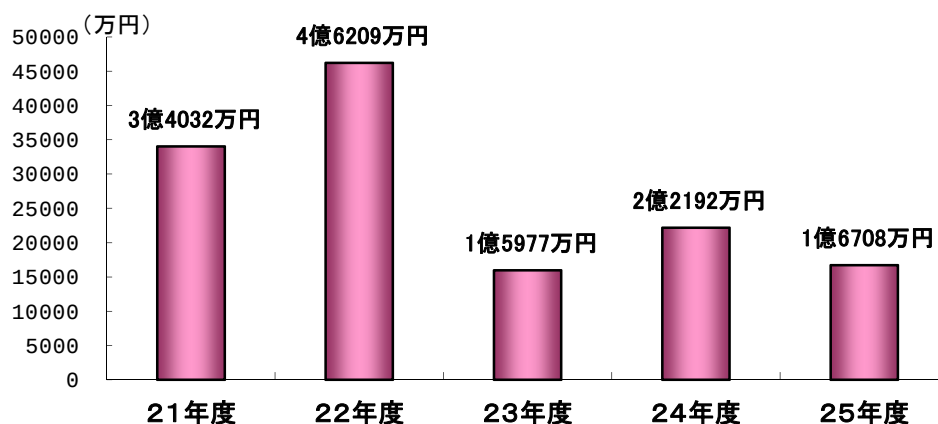


図3 一事業者当たりの課徴金額の推移

（注）課徴金額については、千円以下切捨て。



入札談合・価格カルテル等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、違反を繰り返した事業者又は違反行為において主導的な役割を果たした事業者に対する算定率の5割の割増し及び早期に違反行為をやめた事業者に対する算定率の2割の軽減が適用されることとなっている（注3）。

平成25年度においては、違反を繰り返した事業者に対する割増算定率が4件における延べ9名に対して、主導的な役割を果たした事業者に対する割増算定率が3件における延べ6名に対してそれぞれ適用された。これらのうち、2件（注4）における各1名については、違反を繰り返した事業者及び主導的な役割を果たした事業者の両方に該当し、10パーセントの課徴金算定率に代えて20パーセントの割増算定率が適用されており、これは平成22年1月に両方の割増算定率の適用事由に該当した場合は10割加算した課徴金算定率を適用することとされてから初めて、当該割増算定率が適用されたものである。また、早期に違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率が2件における延べ16名に対して適用された。

（注3）① 調査開始日から遡り、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合、5割加算した率を適用（例えば、製造業（中小企業以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ15パーセントに、また、両方の場合を満たすときは20パーセントに、それぞれ割増しされる。）。

② 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減した率を適用（例えば、製造業（中小企業以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ、8パーセントに軽減される。）。

（注4） 東京電力本店等発注の架空送電工事に係る受注調整事件及び関西電力発注の架空送電工事に係る受注調整事件において適用。

3 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」（注5）を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であつて、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成25年度においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、平成26年3月4日、入札参加業者8社及び当該8社の当該設備工事の請負等の業務に従事していた者8名を、検事総長に告発した。当該事件は、①上場企業を含む全国的に事業活動を行っている事業者により行われていたものであり、②北陸新幹線関係の工事という公共的な社会的インフラ整備に係るものであり国民生活に密接しており、③関係人の従業員の一部が平成18年の防衛施設庁に係る入札談合事件で有罪となっており、関係人は入札談合が独占禁止法に違反する行為であることを認識した上で行っていると考えられるものであった。

（注5） 同方針（平成17年及び平成21年に一部改定）については、以下のリンク先を参照。

http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.files/kokuhatsuhoushin.pdf

4 入札談合等関与行為防止法の運用状況

公正取引委員会は、入札談合事件についての調査の結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認めたときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長に対して改善措置を講ずべきことを求める

ことができる。

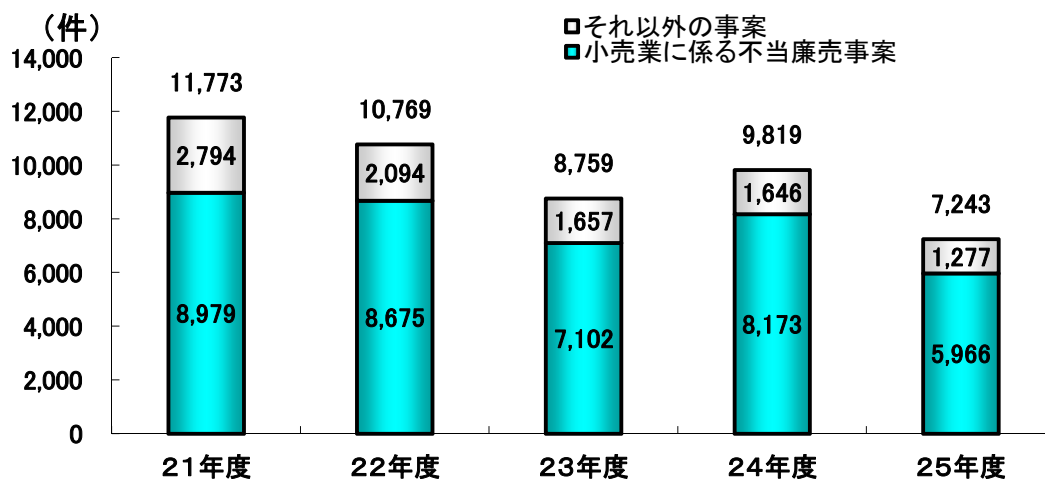
平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、鉄道・運輸機構の職員が、当該融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示しており、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められたことから、平成26年3月19日に鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置要求を行った。

5 申告の状況

平成25年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、7,243件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成25年度においては、7,959件の通知を行った。

図4 申告件数の推移



6 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成25年度において、50件であった（平成18年1月の制度導入時から平成25年度末までの累計は、775件）。

また、平成25年度においては、入札談合・受注調整・価格カルテル事件12件における延べ33名の課徴金減免制度の適用事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注6）。

（注6） 公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際などに、公正取引委員会のホームページ上に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	1 9	2 0	2 1 (注 7)	2 2	2 3	2 4	2 5	累計 (注 8)
申請 件数	7 4	8 5	8 5	1 3 1	1 4 3	1 0 2	5 0	7 7 5

(注 7) 平成 2 1 年独占禁止法改正法(平成 2 1 年法律第 5 1 号)により、平成 2 2 年 1 月 1 日から課徴金減免制度が拡充されている(①減免申請者数の拡大:調査開始前と開始後で併せて 5 社まで(ただし、調査開始後は最大 3 社まで)に拡大する。②共同申請:同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。))。

(注 8) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から平成 2 6 年 3 月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件，名)

年度	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	累計 (注 9)
課徴金減免制度の適用が 公表された法的措置件数	1 6	8	2 1	7	9	1 9	1 2	9 8
課徴金減免制度の適用が 公表された事業者数	3 7	2 1	5 0	1 0	2 7	4 1	3 3	2 3 5

(注 9) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から平成 2 6 年 3 月末までの件数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 入札談合・受注調整・価格カルテル事件

(1) 入札談合事件

ア 平成25年度においては、千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件について2件の法的措置を採ったほか、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について刑事告発を行った。

千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成26年2月3日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令(課徴金総額: 2億2352万円))

鉄道・運輸機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成26年3月4日 刑事告発)

イ また、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件においては、以下のような入札談合等関与行為があったと認められたので、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、鉄道・運輸機構理事長に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずるよう求めた。

鉄道・運輸機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。
(平成26年3月19日 改善措置要求)

(2) 受注調整事件

平成25年度においては、東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電ケーブル工事の工事業者による受注調整事件、並びに関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者による受注調整事件について、7件の法的措置を採った。

東京電力㈱が発注の架空送電工事及び地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成25年12月20日 排除措置命令(5件)及び課徴金納付命令(課徴金総額: 7億4662万円))

関西電力㈱が発注の架空送電工事及び地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成26年1月31日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令(課徴金総額: 23億7048万円))

(3) 価格カルテル事件

平成25年度においては、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件、段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件、一般社団法人吉川松伏医師会による価格カルテル事件並びに自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件について、8件の法的措置を採った。

異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。
(平成25年6月13日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令(課徴金総額: 25億7245万円))

段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。
(平成25年7月11日 排除措置命令及び課徴金納付命令(課徴金総額: 2億5542万円))

会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。
(平成26年2月27日 排除措置命令)

北米航路等における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
(平成26年3月18日 排除措置命令(4件)及び課徴金納付命令(課徴金総額: 227億1848万円))

2 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

ア 平成25年度においては、スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、1件の法的措置を採った。

取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者(以下「特定納入業者」という。)に対して、次の行為を行っていた。

- ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。
- ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。
- ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。

(平成25年7月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令(課徴金額: 12億8713万円))

イ 優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っているところ、平成25年度においては、過去最高の58件の注意を行った（別添参照）。

(2) 不当廉売

平成25年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして1,366件の事案に対して注意を行った（表3）。

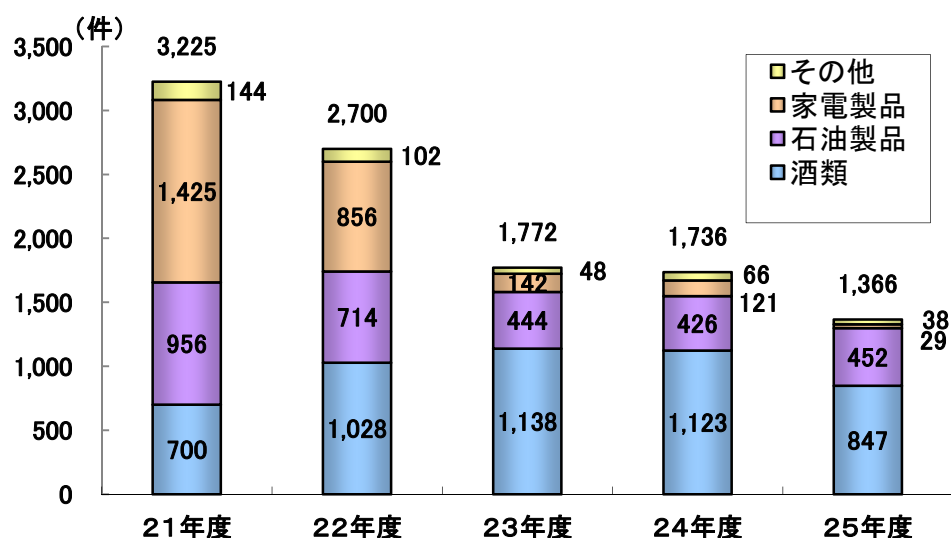
表3 平成25年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理（注10）によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	847	452	29	38	1,366

（注10） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

図5 不当廉売事案の注意件数の推移



3 発注者及び関係官庁等への申入れ等

(1) 事業者団体への要請

- 日本スターチ・糖化工業会に対する要請（平成25年6月13日）

異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件において、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格に係る事業者間の合意及び情報交換が日本スターチ・糖化工業会の会合の場を利用して行われており、同工業会の専務理事は、当該会合の場において、異性化糖等の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、日本スターチ・糖化工業会に対し、今後、同会合の場で同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。

(2) 発注者への申入れ

- 東京電力㈱に対する申入れ（平成25年12月20日）

東京電力㈱発注の架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の受注調整事件において、特定の者だけを工事参加募集の対象とする等の同社の発注方法及び同社の一部の社員が違反行為を認識しながらこれを看過した上、違反行為が発覚することのないよう事業者に対し注意喚起を行っていたこと等が独占禁止法違反行為を誘発し、助長していたことから、東京電力㈱に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じること等を申し入れた。

- 関西電力㈱に対する申入れ（平成26年1月31日）

関西電力㈱発注の架空送電工事及び地中送電工事の受注調整事件において、指名競争見積等の参加者に対し予算価格や発注予定工事件名の一覧表という非公表情報を教示・提供する等の同社の一部の社員の行為が独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたことから、関西電力㈱に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じるとともに、発注制度の競争性を改善してその効果を検証すること等を申し入れた。

- 鉄道・運輸機構に対する申入れ（平成26年3月19日）

鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求に加え、鉄道・運輸機構の役員・職員が北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件について、特定の入札参加事業者の従業員に対し、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していたこと等から、鉄道・運輸機構に対し、同機構における法令遵守体制の確立等を申し入れた。

(3) 関係官庁への要請

- 国土交通省に対する要請（平成26年3月18日）

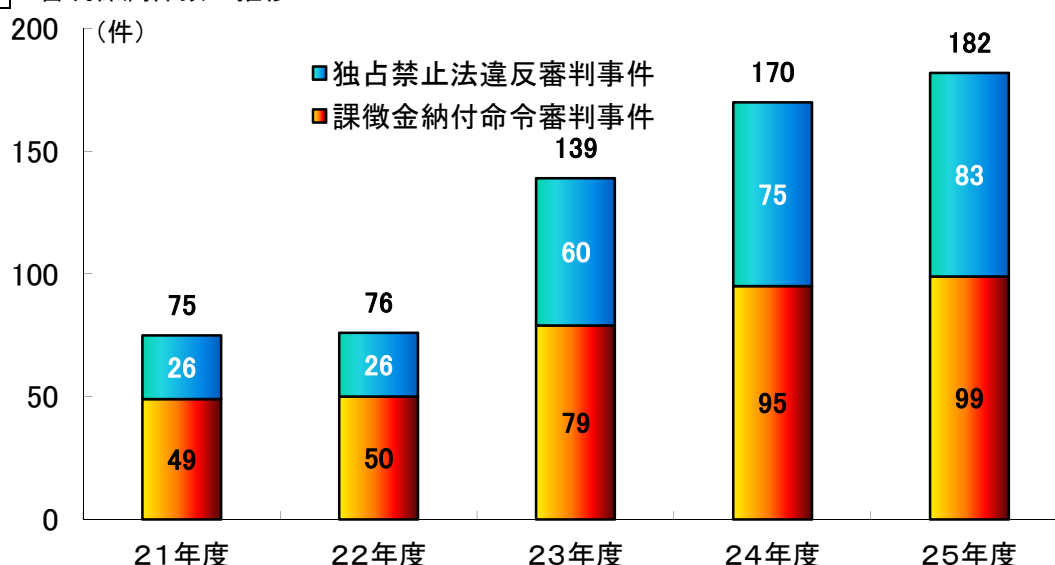
自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件において、海上運送法に基づき国土交通大臣への届出により独占禁止法の適用除外となる船舶運航事業者間の協定運賃は、実際には使われておらず、現在届出がされている適用除外カルテルが海上運送法に規定する独占禁止法の適用除外の要件に適合していないおそれがあることから、国土交通省に対し、要件適合性を見直し、必要な措置を速やかに講ずるよう要請した。

第3 審判及び審決等の概要

平成25年度中に係属していた審判事件数（注11）は182件（うち99件は課徴金納付命令に係るもの。また、うち7件は旧法に基づく審判事件。）である。平成25年度においては、25件の審判手続を開始する一方、15件の審判手続を経た審決を行った（内訳は平成17年法律第35号による改正後の独占禁止法〔以下「17年改正法」という。〕に基づく、排除措置命令に係る審判請求棄却審決3件及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決5件、並びに旧法に基づく、課徴金の納付を命ずる審決5件及び課徴金の納付を命じない審決2件であり、旧法に基づく審判事件については、平成25年度の7件の審決をもって全て終結した。別表の第8表参照）。

（注11） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図6 審判係属件数の推移



（注12） 平成26年3月末現在における審判係属事件数は165件である。

1 課徴金の納付を命ずる審決及び課徴金の納付を命じない審決（旧法）

平成25年度においては、次の7件の課徴金の納付を命ずる審決及び課徴金の納付を命じない審決を行った。

- ・ 岩手県が発注する建築一式工事の入札談合事件に係るもの7件

2 排除措置命令に係る審判請求棄却審決（17年改正法）

平成25年度においては、次の合計3件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ T F T液晶ディスプレイモジュールの製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ 石川県及び石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの2件

3 課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決（17年改正法）

平成25年度においては、次の合計5件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ T F T液晶ディスプレイモジュールの製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ 石川県及び石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札談合事件に係るもの3件
- ・ エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

第4 審決取消請求訴訟

平成25年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注13）は15件であったが、平成25年度中に新たに6件の審決取消請求訴訟が提起された。平成25年度においては、これらのうち、東京高等裁判所において、原告の請求を棄却する判決が7件あり、このうち2件は上訴期間の経過をもって確定し、5件は上訴された。また、原告の請求を一部認容する判決が1件あり、公正取引委員会が最高裁判所に上告受理申立てを行った。さらに、最高裁判所において、上告棄却及び上告不受理決定が9件あった（別表の第10表）。

この結果、平成26年3月末時点では10件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注13） 審決取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

年 度			2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
審査 件 数	前年度からの繰越し		1 9	2 2	2 3	9	1 3
	年度内新規着手		1 3 3	1 4 3	1 5 7	2 6 6	1 3 7
	合 計		1 5 2	1 6 5	1 8 0	2 7 5	1 5 0
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令	2 6	1 2	2 2	2 0	1 8
		対象事業者等数	8 4	1 0 9	3 0 3	1 2 6	2 1 0
		課徴金納付命令（注 1）	0	0	0	0	0
		対象事業者数	0	0	0	0	0
		小 計 （対象事業者等数）	2 6 （ 8 4 ）	1 2 （ 1 0 9 ）	2 2 （ 3 0 3 ）	2 0 （ 1 2 6 ）	1 8 （ 2 1 0 ）
	そ の 他	警 告	9	3	2	6	1
		注 意	6 9	9 5	1 3 8	2 0 8	1 1 4
		打切り	2 6	3 2	9	2 8	7
		小 計	1 0 4	1 3 0	1 4 9	2 4 2	1 2 2
	合 計		1 3 0	1 4 2	1 7 1	2 6 2	1 4 0
	次年度への繰越し		2 2	2 3	9	1 3	1 0
課 徴 金 納 付 命 令 等 （注 2）	納 付 命 令	対象事業者数	8 5	1 5 2	2 8 0	1 0 8	1 7 6
		（うち失効したもの）（注 3）	（ 0 ）	（ 9 ）	（ 3 ）	（ 0 ）	（ 0 ）
	審 決	対象事業者数	2 1	1 3	0	5	5
		対象事業者数（注 4）	1 0 6	1 5 6	2 7 7	1 1 3	1 8 1
合 計		課徴金額（注 4） （うち旧法に基づく課徴金の 納付を命ずる審決に係る課 徴金額を除いた額）	360 億 7471 万 (242 億 855 万)	720 億 8706 万 (362 億 8787 万)	442 億 5784 万 (442 億 5784 万)	250 億 7644 万 (233 億 9095 万)	302 億 4283 万 (301 億 7410 万)
告 発 件 数			0	0	0	1	1

（注1） 排除措置命令が行われずに課徴金納付命令のみが行われた事件の数

（注2） 課徴金納付命令及び課徴金の納付を命ずる審決を示す。

（注3） 旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令の名宛人の数

（注4） 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係るものを含み、旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

第2表 不当廉売事案の注意件数の推移

(単位：件)

年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）	3, 2 2 5	2, 7 0 0	1, 7 7 2	1, 7 3 6	1, 3 6 6

第3表 平成25年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

(単位：件)

内容 \ 処理別		法的措置	警告	注意	打切り	合計
私 的 独 占		0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル（注1）	8	1	5	0	14
	入札談合（官公需）	2	0	0	0	2
	受注調整（民需）	7	0	0	0	7
	その他のカルテル（注2）	0	0	0	0	0
	小 計	17	1	5	0	23
不正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束	0	0	17	0	17
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	4	0	4
	取引妨害	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用	1	0	58	0	59
	不当廉売	0	0	20	6	26
	共同の取引拒絶	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	1
	小 計	1	0	104	6	111
そ の 他（注4）		0	0	5	1	6
合 計		18	1	114	7	140

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 事業者団体が事業者にとって公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為は、不正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

第4表 排除措置命令等の法的措置（行為類型別）の推移

（単位：件）

内容 \ 年度		2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	合計
私 的 独 占		0	0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル（注1）	5	6	5	1	8	25
	入札談合（官公需）	10	3	7	4	2	26
	受注調整（民需）	7	1	5	15	7	35
	小 計	22	10	17	20	17	86
方法（注2） 不正な取引	再販売価格の拘束	0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	2	1	0	0	0	3
	取引妨害	0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用	2	1	3	0	1	7
	小 計	4	2	5	0	1	12
合 計		26	12	22	20	18	98

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為は、不公正な取引方法に分類している。

第5表 平成25年度法的措置一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	25 (措) 7	異性化糖の製造 業者らに対する 件	異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意 していた。	3 条後段	25. 6. 13
2	25 (措) 8	水あめ・ぶどう糖 の製造業者らに 対する件	水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨 を合意していた。	3 条後段	25. 6. 13
3	25 (措) 9	(株)ラルズに対する 件	取引上の地位が自社に対して劣っている納 入業者（以下「特定納入業者」という。）に対 して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、 これらを実施する店舗において、当該特定納 入業者が納入する商品以外の商品を含む当 該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるた め、派遣のために通常必要な費用のほとんど 全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業 員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセー ル又は「創業祭」と称するセールに際し、特 定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」 の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等につ いて明確に説明することなく、当該特定納入 業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せ ずに、一方的に算出した額等の金銭を提供さ せていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにお けるスーツ等の販売に際し、仕入担当者か ら、特定納入業者に対し、特定納入業者ごと に購入すべき数量を示して購入を要請する 又は購入していない特定納入業者等に対し ては重ねて購入を要請することなどにより、 スーツ等を購入させていた。	19 条（2 条 9 項 5 号）	25. 7. 3
4	25 (措) 10	段ボール用でん 粉の製造販売業 者に対する件	段ボール用でん粉について、原料であるとう もろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者 渡し価格を引き上げる旨を合意していた。	3 条後段	25. 7. 11
5	25 (措) 11	東京電力(株)が発 注する架空送電 工事の工事業者 に対する件	東京電力本店等発注の架空送電工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定 者が受注できるようにしていた。	3 条後段	25. 12. 20
6	25 (措) 12	東京電力(株)が発 注する架空送電 工事の工事業者 に対する件	東京電力東ブロック発注の架空送電工事につ いて、共同して、受注予定者を決定し、受注 予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	25. 12. 20
7	25 (措) 13	東京電力(株)が発 注する架空送電 工事の工事業者 に対する件	東京電力西ブロック発注の架空送電工事につ いて、共同して、受注予定者を決定し、受注 予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	25. 12. 20
8	25 (措) 14	東京電力(株)が発 注する架空送電 工事の工事業者 に対する件	東京電力北ブロック発注の架空送電工事につ いて、共同して、受注予定者を決定し、受注 予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	25. 12. 20

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
9	25 (措) 15	東京電力(株)が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	東京電力発注の地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	25. 12. 20
10	26 (措) 1	関西電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	関西電力発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	26. 1. 31
11	26 (措) 2	関西電力(株)が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	関西電力発注の地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	26. 1. 31
12	26 (措) 3	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	千葉県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	26. 2. 3
13	26 (措) 4	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件	千葉県が発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3 条後段	26. 2. 3
14	26 (措) 5	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。	8 条 1 号	26. 2. 27
15	26 (措) 6	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	北米航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3 条後段	26. 3. 18
16	26 (措) 7	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	欧州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3 条後段	26. 3. 18
17	26 (措) 8	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	中近東航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3 条後段	26. 3. 18
18	26 (措) 9	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	大洋州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3 条後段	26. 3. 18

第 6 表 平成 2 5 年度警告事件の概要

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
1	志賀高原索道協会に対する件	志賀高原索道協会の次の①ないし③の行為が、志賀高原に所在するスキー場のリフト券の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。 ① 遅くとも平成 1 5 年 1 2 月頃以降、志賀高原に所在するスキー場において特定の会員のリフトでのみ利用できる乗車券（以下「自社券」という。）について、会員が志賀高原索道協会の承諾を得ずに発券することを制限している。 ② 発券を承諾した自社券のうち、1 回券については遅くとも平成 1 5 年 1 2 月頃以降、学校授業券等については遅くとも平成 2 0 年頃以降、会員が販売する料金を決定している。 ③ 発券を承諾した自社券のうち、平日自社エリア券については平成 2 4 年 7 月 1 4 日以降、自社エリア券については平成 2 5 年 7 月 2 5 日以降、平日自社エリア券又は自社エリア券と他の商品が組み合わされた旅行者等が販売する企画商品としての販売のみを認め、会員が自社のリフト券売場で販売するなど会員による平日自社エリア券又は自社エリア券のみでの販売を禁止している。	8 条 1 号 （平成 21 年改正前 の 8 条 1 項 1 号）	26. 2. 19

第7表 平成25年度課徴金納付命令（注1）一覧

一連 番号	事件名	違反行為の概要	対象 者数	課徴金額 (万円)	命令日
1	(株)高光建設ほか4名に対する件 平成23年（判）第1号～第5号	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、同県が建築一式工事についてAの等級に格付している者のうち同県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成17年（判）第14号)	5	6,873	25.5.22
2	異性化糖の製造業者らに対する件 平成25年（納）第12号～第21号	異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (平成25年（措）第7号)	10	147,874	25.6.13
3	水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件 平成25年（納）第22号～第30号	水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (平成25年（措）第8号)	9	109,371	25.6.13
4	(株)ラルズに対する件 平成25年（納）第31号	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。 (平成25年（措）第9号)	1	128,713	25.7.3
5	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件 平成25年（納）第32号～第38号	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (平成25年（措）第10号)	7	25,542	25.7.11

一連 番号	事件名	違反行為の概要	対象 者数	課徴金額 (万円)	命令日
6	東京電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 平成 25 年(納)第 39 号 ～第 46 号	東京電力本店等発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 25 年(措)第 11 号)	8	36,445	25.12.20
7	東京電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 平成 25 年(納)第 47 号 ～第 53 号	東京電力東ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 25 年(措)第 12 号)	7	5,882	25.12.20
8	東京電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 平成 25 年(納)第 54 号 ～第 61 号	東京電力西ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 25 年(措)第 13 号)	8	7,878	25.12.20
9	東京電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 平成 25 年(納)第 62 号 ～第 70 号	東京電力北ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 25 年(措)第 14 号)	9	6,395	25.12.20
10	東京電力(株)が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件 平成 25 年(納)第 71 号 ～第 75 号	東京電力発注の地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 25 年(措)第 15 号)	5	18,062	25.12.20
11	関西電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者に対する件 平成 26 年(納)第 1 号～ 第 54 号	関西電力発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 26 年(措)第 1 号)	54	136,141	26.1.31
12	関西電力(株)が発注する地中送電工事の工事業者に対する件 平成 26 年(納)第 55 号 ～第 70 号	関西電力発注の地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 26 年(措)第 2 号)	16	100,907	26.1.31
13	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件 平成 26 年(納)第 71 号 ～第 89 号	千葉県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 26 年(措)第 3 号)	19	16,473	26.2.3
14	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件 平成 26 年(納)第 90 号 ～第 101 号	千葉県が発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (平成 26 年(措)第 4 号)	12	5,879	26.2.3
15	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件 平成 26 年(納)第 102 号 ～第 104 号	北米航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 (平成 26 年(措)第 6 号)	3	599,568	26.3.18

一連 番号	事件名	違反行為の概要	対象 者数	課徴金額 (万円)	命令日
16	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件 平成 26 年（納）第 105 号 ～第 108 号	欧州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 (平成 26 年（措）第 7 号)	4	930,260	26.3.18
17	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件 平成 26 年（納）第 109 号 ～第 110 号	中近東航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 (平成 26 年（措）第 8 号)	2	470,428	26.3.18
18	自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件 平成 26 年（納）第 111 号 ～第 112 号	大洋州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 (平成 26 年（措）第 9 号)	2	271,592	26.3.18
合 計			181	3,024,283	

(注 1) 旧法に基づく課徴金の納付を命じる審決を含む。

(注 2) 一連番号 1 の(株)高光建設ほか 4 名に対する件は、課徴金の納付を命じる審決である。

第8表 最近の審判件数等（注1）推移

（単位：件）

年 度		2 1 (注3)	2 2 (注4)	2 3 (注5)	2 4	2 5 (注6)
審判件数	前年度からの繰越件数	5 0	4 6	5 4	1 2 3	1 5 7
	審判手続開始件数	2 5	3 0	8 5	4 7	2 5
	うち独占禁止法違反審判事件	1 2	8	4 0	2 2	1 2
	うち課徴金納付命令審判事件	1 3	2 2	4 5	2 5	1 3
	年度内審判係属件数	7 5	7 6	1 3 9	1 7 0	1 8 2
審決件数	審判審決（本案）（旧法）（注2）	8	3	—	—	—
	同意審決（旧法）	0	3	—	—	—
	課徴金の納付を命ずる審決等（旧法）	2 1	1 3	0	5	7
	排除措置命令に係る審判請求棄却審決（17年改正法）	0	3	4	4	3
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決（17年改正法）	0	3	8	4	5
	合 計	2 9	2 5	1 2	1 3	1 5
次年度への繰越し		4 6	5 4	1 2 3	1 5 7	1 6 5

（注1） 上記件数は、景品表示法違反審判事件を除く。

（注2） 本案審判とは、独占禁止法違反行為の排除措置に係る審判をいう。

（注3） 平成21年度における審判審決のうち岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る審決については、一部の被審人に対する審決であり、その他の被審人について、同年度中に5件の審判手続打切決定があり、残る被審人については当該審決及び打切り後も審判手続が係属している。また、同年度中に1件の審判請求取下げがあった。このため、平成21年度における次年度への繰越件数は、46件となる。

（注4） 平成22年度における同意審決3件については、一部の被審人についてのみの同意審決であり、残る被審人については同年度中に審判審決を行った。このため、平成22年度における次年度への繰越件数は、54件となる。

（注5） 平成23年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る本案審判事件について2件の審判手続打切決定があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了したため係属件数が1件減少した（これにより、旧法に基づく本案審判事件は全て終了した。）。また、同年度中に3件の審判請求取下げがあった。このため、平成23年度における次年度への繰越件数は、123件となる。

（注6） 平成25年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る課徴金審判事件について7件の審決があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了した（これにより、旧法に基づく課徴金審判事件は全て終了した。）。また、同年度中に2件の審判請求取下げがあった。このため、平成25年度における次年度への繰越件数は、165件となる。

第9表 平成25年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 4 ＊	23 (判) 1 ～ 3 ・ 7	(株)高光建設 ほか3名に 対する件	課徴金額 6774万円(合計)→4591万円(合計) ・被審人樋下建設(株)については課徴金の納付を命 じない (249万円→0円) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被 審人が受注した個別物件について課徴金の対 象として認めず、課徴金の納付を命じなかつ た。 ・被審人(株)高光建設については減額 (2346万円→412万円) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被 審人が受注した一部の個別物件について課徴 金の対象として認めず、課徴金を減額した。 ・被審人(株)タカヤ及び被審人(株)匠建設については 審決による変更なし 被審人(株)タカヤ(2068万円) 被審人(株)匠建設(2111万円) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被 審人が受注した個別物件について課徴金の対 象として認めた。	7条の2 (3条後段)	25.5.22 (課徴金納付 命令審決等)
5	23 (判) 4	破産者(株)吉 田組破産管 財人佐々木 良博に対す る件	課徴金額 1240万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人 が受注した個別物件について課徴金の対象として 認めた。	7条の2 (3条後段)	25.5.22 (課徴金納付 命令審決)
6 ＊	23 (判) 5	藤正建設(株) に対する件	課徴金額 1042万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人 が受注した個別物件について課徴金の対象として 認めた。	7条の2 (3条後段)	25.5.22 (課徴金納付 命令審決)
7	23 (判) 6	菱和建設(株) に対する件	課徴金額 760万円→0円 (算定根拠となる物件から一部の物件が除外さ れた。) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人 が受注した一部の個別物件について課徴金の対象 として認めず、課徴金額が50万円未満となり課徴 金の納付を命じなかった。	7条の2 (3条後段)	25.5.22 (課徴金の納 付を命じない 審決)
8 ・ 9	21 (判) 1 ・ 3	シャープ(株) に対する件	任天堂(株)が製造販売する携帯型ゲーム機の表示 画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュ ールの目標価格を合意していた。 課徴金額 2億6107万円	66条2項 (3条後段, 7 条の2)	25.7.29 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)
10 ・ 11	24 (判) 1 ・ 2	(株)松下組に 対する件	石川県発注の土木一式工事について、共同して 受注予定者を決定していた。 課徴金額 139万円	66条2項 (3条後段, 7条 の2)	25.9.30 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条等	審決年月日
12 ＊	24 (判) 3	大東建設(株) に対する件	課徴金額 135万円 石川県発注の土木一式工事のうち、被審人が受 注した個別物件について課徴金の対象として認め た。	66条2項 (7条の2〔3条 後段〕)	25. 9. 30 (課徴金納付 命令に係る審 判請求棄却審 決)
13 ・ 14	24 (判) 4 ・ 5	(株)松下組に 対する件	石川県輪島市発注の土木一式工事について、共 同して受注予定者を決定していた。 課徴金額 267万円	66条2項 (3条後段, 7条 の2)	25. 9. 30 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)
15 ＊	23 (判) 81	エア・ウォ ーター(株)に 対する件	課徴金額 36億3911万円 被審人が違反行為によって販売したエアセパレ ートガスの売上高について製造業者に対する課徴 金算定率(10%)を適用した。	66条2項 (7条の2〔3条 後段〕)	25. 11. 19 (課徴金納付 命令に係る審 判請求棄却審 決)

(注) 「一連番号」欄に「＊」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである(平成25年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第10表参照)。

第10表 平成25年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった審決の内 容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	樋下建設(株)ほ か2名による 件	岩手県が条件付一般競争入 札等の方法により発注する建築 一式工事について、共同して、 受注予定者を決定し、受注予定 者が受注できるようにしていた。	22.4.21	東京高裁 24.12.20	請求棄却 24.12.28 上告及び上告受理申立 て
				最高裁 25.7.5	上告棄却及び上告不受 理決定
2	(株)タカヤによ る件	岩手県が条件付一般競争入 札等の方法により発注する建築 一式工事について、共同して、 受注予定者を決定し、受注予定 者が受注できるようにしていた。	22.4.21	東京高裁 23.11.11	請求棄却 23.11.22 上告及び上告受理申立 て
				最高裁 25.7.5	上告棄却及び上告不受 理決定
3	南建設(株)によ る件	岩手県が条件付一般競争入 札等の方法により発注する建築 一式工事について、共同して、 受注予定者を決定し、受注予定 者が受注できるようにしていた。	22.4.22	東京高裁 23.10.7	請求棄却 23.10.20 上告及び上告受理申立 て
				最高裁 25.7.5	上告棄却及び上告不受 理決定
4	(株)東芝及び日 本電気(株)によ る件	課徴金額 21億7053万円(株)東芝) 20億4106万円(日本電気(株)) 旧郵政省が一般競争入札の方 法により発注する郵便番号自動 読取区分機類について、共同し て、受注予定者を決定し、受注 予定者が受注できるようにして いた。 被審人が受注した個別物件に ついて課徴金の対象として認め た。	22.11.19	東京高裁 24.2.17	請求棄却 24.2.29 上告及び上告受理申立 て
				最高裁 25.11.12	上告棄却及び上告不受 理決定
5	JFEエンジ ニアリング(株) による件	課徴金額 57億3251万円 市町村等の地方公共団体が指 名競争入札等の方法により発注 するストーカ式燃焼装置を採用 する全連続燃焼式及び准連続燃 焼式ごみ焼却施設の建設工事の うち被審人が受注した個別物件 について課徴金の対象として認 めた。	22.12.8	東京高裁 23.10.28	請求棄却 23.11.9 上告及び上告受理申立 て
				最高裁 25.10.29	上告棄却及び上告不受 理決定
6	日立造船(株)に よる件	課徴金額 49億102万円 市町村等の地方公共団体が指 名競争入札等の方法により発注 するストーカ式燃焼装置を採用 する全連続燃焼式及び准連続燃	22.12.10	東京高裁 24.3.2	請求棄却 24.3.15 上告及び上告受理申立 て

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		焼式ごみ焼却施設の建設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。		最高裁 25. 10. 29	上告棄却及び上告不受理決定
7	(株)タクマによる件	課徴金額 47 億 265 万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	22. 12. 10	東京高裁 23. 11. 11	請求棄却 23. 11. 25 上告及び上告受理申立て
				最高裁 25. 10. 29	上告棄却及び上告不受理決定
8	日本道路興運(株)による件	国土交通省が関東地方整備局及び四国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札等の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 課徴金額合計 4 億 187 万円	23. 1. 13	東京高裁 24. 3. 9	請求棄却 24. 3. 21 上告及び上告受理申立て
				最高裁 25. 4. 12	上告棄却及び上告不受理決定
9	(株)クボタによる件	課徴金額 2 億 1291 万円 被審人が違反行為によって販売した鋼管杭について課徴金の対象として認めた。	23. 4. 6	東京高裁 24. 2. 24	請求棄却 24. 3. 8 上告及び上告受理申立て
				最高裁 25. 11. 6	上告棄却及び上告不受理決定
10	古河電気工業(株)による件	課徴金額 42 億 7335 万円 被審人が違反行為によって販売した N T T 東日本等が発注する光ファイバケーブル製品の売上高について製造業者に対する課徴金算定率（10%）を適用した。	24. 1. 13	東京高裁 24. 11. 30	請求棄却 24. 12. 13 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中（注 1）
11	(株)イーライセンスによる件	J A S R A C の行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり、本件行為が独占禁止法第 2 条第 5 項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第 3 条の規定に違反するということができない。	24. 7. 10	東京高裁 25. 11. 1	請求一部認容 25. 11. 13 上告受理申立て（当委員会）
				最高裁	係属中

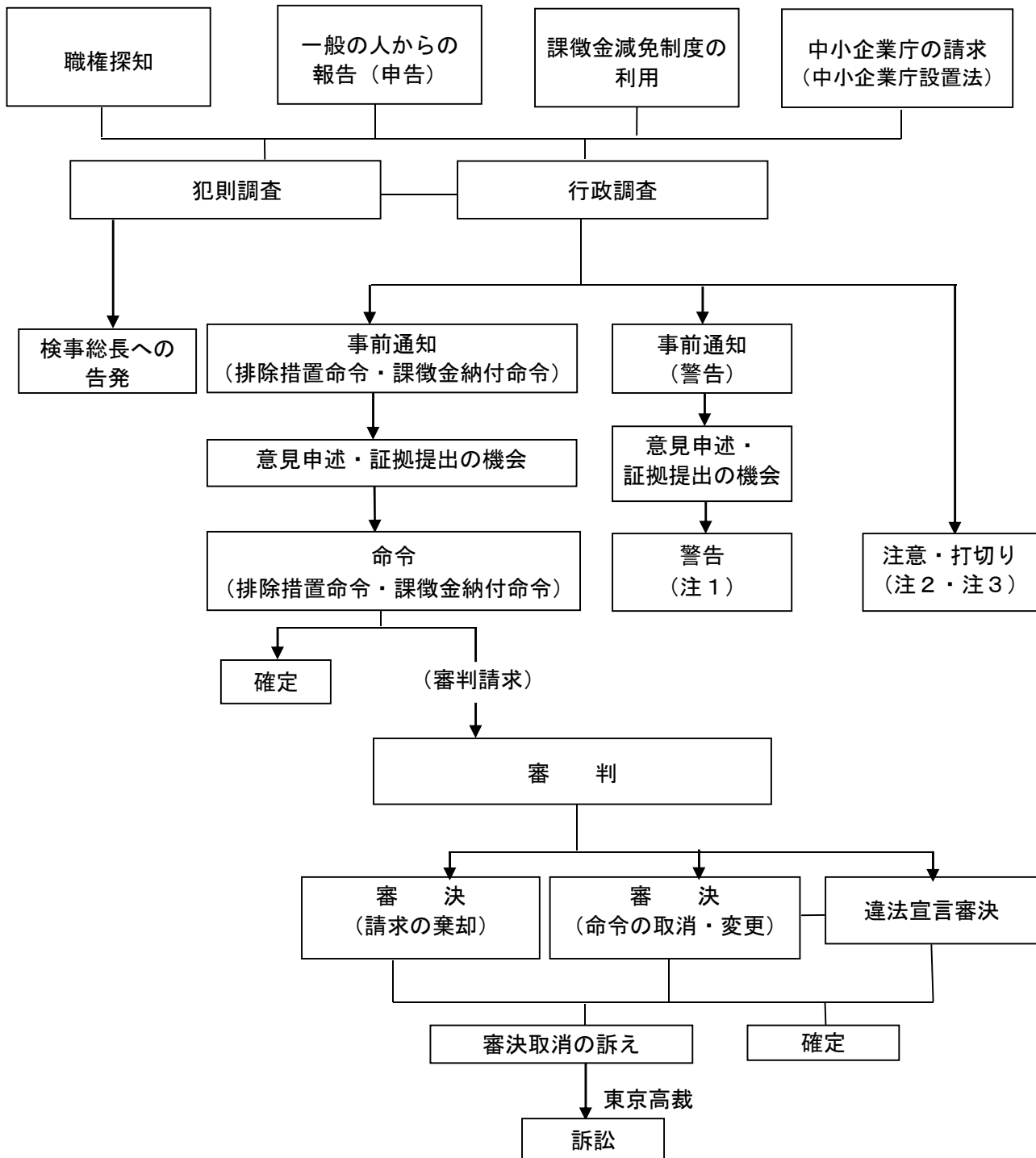
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
12	日新製鋼(株)による件	共同して、建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。 課徴金額 14 億 6062 万円	24. 7. 13	東京高裁 25. 12. 13	請求棄却 25. 12. 26 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
13	(株)オリエンタル白石による件	課徴金額 1 億 574 万円 (平成 23 年(判) 76 号) 3 億 7581 万円 (平成 23 年(判) 77 号) 5575 万円 (平成 23 年(判) 78 号) 国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋りょうの新設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	24. 10. 17	東京高裁 25. 5. 17	請求棄却 (上訴期間の経過をもって確定)
14	真成開発(株)ほか 1 名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた。 課徴金額 471 万円 (株)吉孝土建) 346 万円 (真成開発(株))	24. 12. 26	東京高裁 26. 1. 31	請求棄却 26. 2. 12 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
15	愛知電線(株)による件	課徴金額 3 億 2696 万円 課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない。	25. 3. 6	東京高裁 25. 12. 20	請求棄却 25. 12. 29 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
16	(株)高光建設による件	課徴金額 412 万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	25. 6. 20	東京高裁 26. 2. 28	請求棄却 26. 3. 10 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
17	(株)匠建設による件	課徴金額 2111 万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、原告が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	25. 6. 20	東京高裁 26. 3. 28	請求棄却 (上訴期間の経過をもって確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
18	(株)タカヤによる件	課徴金額 2068 万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	25. 6. 20	東京高裁	係属中
19	藤正建設(株)による件	課徴金額 1042 万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	25. 6. 20	東京高裁 25. 12. 20	請求棄却 25. 12. 26 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
20	大東建設(株)による件	課徴金額 135 万円 石川県発注の土木一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	25. 10. 12	東京高裁	係属中（注 2）
21	エア・ウォーター(株)による件	課徴金額 36 億 3911 万円 被審人が違反行為によって販売したエアセパレートガスの売上高について製造業者に対する課徴金算定率（10%）を適用した。	25. 12. 19	東京高裁	係属中

（注 1） 本件は、平成 26 年 4 月 23 日に上告棄却及び上告不受理決定がなされた。

（注 2） 本件は、平成 26 年 4 月 25 日に請求棄却の判決がなされ、同年 5 月 9 日に上告及び上告受理申立てがなされた。

【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後）】



（注1） 警告：法的措置を採るに足る証拠が得られないが違反の疑いがある場合

（注2） 注意：違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが，将来違反につながるおそれがある場合

（注3） 打切り：独占禁止法に違反する行為が認められない等により，審査を打ち切る場合

平成25年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

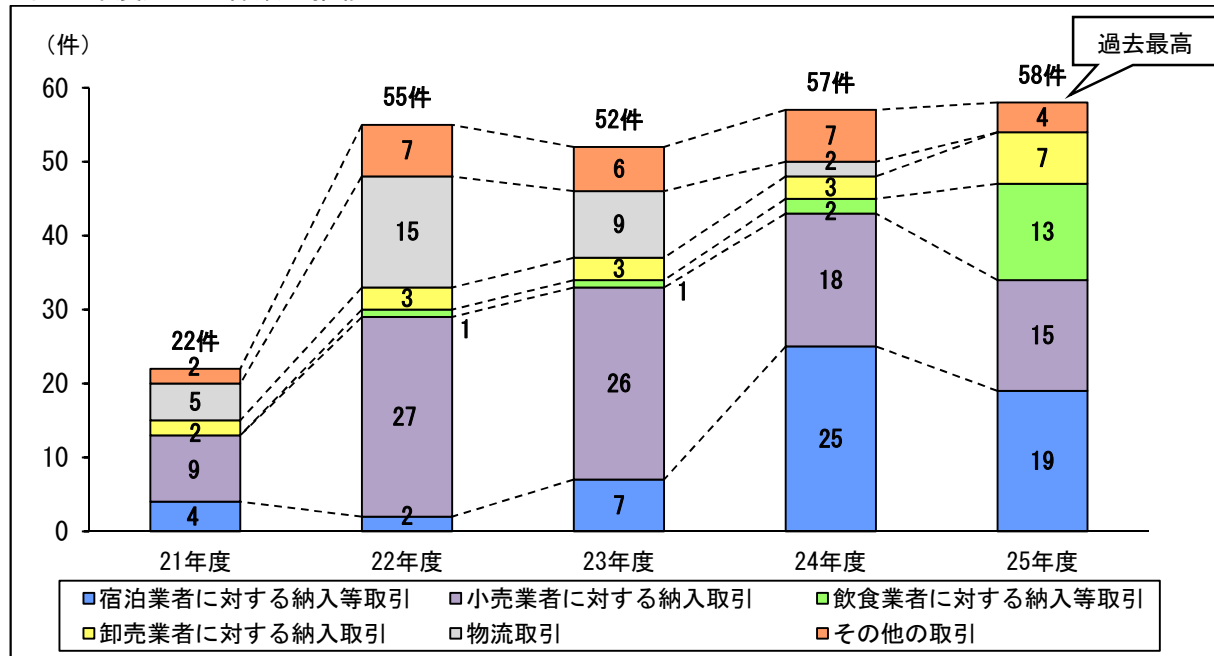
1 処理概況

公正取引委員会では、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしているところ、平成25年度においては、これまでの優越的地位の濫用に係る注意件数として過去最高の58件の注意を行った。

なお、これとは別に、公正取引委員会は、平成25年度において、スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用に係る独占禁止法違反事件について、下表のとおり法的措置を採った。

違反行為者	措置年月日	課徴金額	違反行為の内容
(株)ラルズ	平成25年7月3日	12億8713万円	①従業員等の派遣の要請 ②協賛金等の負担の要請 ③購入強制

＜図：年度別注意件数の推移＞



2 注意の件数及び内容

- (1) 優越タスクにおいて注意を行った58件を取引形態別にみた場合、宿泊業者に対する納入等取引が19件と最も多く、次いで小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が15件、飲食業者に対する納入等取引が13件、

卸売業者に対する納入取引が7件、その他の取引は4件となっている。

- (2) 優越タスクにおいて注意を行った事案について、取引形態別に注意対象となった行為類型をみた場合、表のとおり、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が24件中19件と最も多かった。また、小売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が29件中12件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が11件となっている。さらに、飲食業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が13件、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が6件と最も多くなっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が38件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が27件、「従業員等の派遣の要請」が15件となっている。

- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	宿泊業者 に対する 納入等取引	小売業者 に対する 納入取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	19	3	13	1	2	38
協賛金等の負担の要請	4	12	2	6	3	27
従業員等の派遣の要請	0	11	0	3	1	15
その他経済上の利益提供の要請	0	0	2	0	1	3
返品	0	2	3	1	0	6
支払遅延	0	1	0	1	0	2
取引の対価の一方的決定	1	0	0	0	0	1
合計	24	29	20	12	7	92

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数(58件)と行為類型の内訳の合計数とは一致しない。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいて、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことにより、優越的地位の濫用行為に係る事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することで、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

- (2) 優越的地位の濫用に係る注意件数は、平成25年度においては、58件と過去最高の件数(平成23年度は52件、平成24年度は57件)であった。

また、1か月当たりの処理件数は、平成25年度は約4.8件であり、前年度と同水準であった。

- (3) 平成25年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約53日であった（前年度は約55日）。

2 効果的な処理

- (1) 優越タスクにおいて、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、全ての事案について職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者による納入取引の事案であれば仕入の責任者（取締役等）といった者と面談を行っている。

この関係事業者に対する面談では、優越的地位の濫用行為の規制の趣旨、目的等について十分な理解を得るためにパンフレット等を用いて具体的かつ詳細に説明している。

- (2) 面談後、関係事業者が、自主的に改善し、再発防止に努める旨を文書で報告してきた内容のうち、主な内容は次のとおりである。

ア 宿泊業者に対する納入等取引

宿泊業を営むaからは、以下の報告があった。

- (ア) 購入・利用強制について、取引先事業者に対し、取引関係に影響のある者からお節料理等の購入を要請していたが、今後、取引先事業者に対しては、案内状の配布を含めお節料理等の購入要請は行わないこととした。
- (イ) 協賛金の負担の要請について、取引先事業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく協賛金の負担を要請していたが、今後、取引先事業者に対して協賛金の負担を要請する場合は、協賛金の使途、協賛金額の算出根拠、取引先業者にとってのメリットを明確に示すこととした。
- (ウ) 社内において、社長、常勤監査役等をメンバーとする公正取引推進のための委員会を設置して、今後、独占禁止法の遵守を推進し、同法に抵触するような事態が生じないように、社内の独占禁止法上の優越的地位の濫用の防止に関するガイドライン等の運用の見直しについての検討を行うこととした。

イ 小売業者に対する納入取引

食品スーパーマーケット業を営むbからは、従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、店舗改装の際に、他社商品を含む陳列作業について費用を負担せずに従業員等を派遣するよう要請していたが、今後、取引先納入業者に従業員等の派遣を要請する場合は、事前に業務内容、労働時間等の派遣条件について合意を得るとともに、派遣に通常必要となる費用を負担することとしたとの報告があった。

ウ その他の取引

繊維等卸売業を営むcからは、従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、納入業者の有する販売に関する能力等が活用できる作業とはいえない商品の品出し等の作業について費用を負担せずに従業員等を派遣するよう要請し

ていたが、今後、取引先納入業者に対する従業員等の派遣の要請は行わないこととし、また、全従業員に対し、優越的地位の濫用規制を内容とするDVD等を使用して勉強会を開催したほか、今後、半年に一度、社員教育のため、優越的地位の濫用に係る勉強会等を実施していくとの報告があった。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むAは、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から取引先事業者に対し、Aの運営するホテルで利用できる食事券やホテルで開催されるディナーショーのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業を営むBは、取引関係に影響を及ぼし得る担当取引者から取引先事業者に対し、Bの運営するホテルにおいて開催されるディナーショーのチケットについて、一般販売後に売れ残ったものを、購入枚数を指定した上で購入を要請していた。
- (3) 宿泊業を営むCは、取引先事業者に対し、Cの運営するホテルで開催されるディナーショーのチケットについて、取引先事業者ごとの販売目標枚数を定め、当該目標枚数のチケットを送付した上で、購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (4) 宿泊業を営むDは、Dの運営するホテルで開催するウェディングフェアの開催費用の一部を補填するため、取引先事業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

取引の対価の一方的決定

- (5) 宿泊業を営むEは、取引先事業者に対し、従来の取引価格から、一律に一定率での引下げを要請し、一方的に取引価格を設定していた。

2 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むFは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Fが販売するお節料理、メロン等の購入を要請していた。
- (2) 食品スーパーマーケット業を営むGは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Gの新規開店に際して、Gが指定する生花店からのお祝い花の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 小売業を営むHは、カタログ作成や販売促進キャンペーンを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、また、要請文書において、回答がない場合には承諾したものとみなす旨を記載して、協賛金の負担を要請していた。
- (4) 食品スーパーマーケット業を営むIは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、オープンセール時の値引きの原資とするため、算出根拠等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。
- (5) 食品スーパーマーケット業を営むJは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該店舗でのオープンセール等の値引きの原資とするため、オープンセールとは関係のない既存店舗の仕入額を含めた取引額を基に算出した額の協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (6) ディスカウントストア業を営むKは、取引先納入業者に対し、当該納入業者の直接の利益にはならない棚卸作業について、半期ごとに従業員等の派遣を要請していた。
- (7) 食品スーパーマーケット業を営むLは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (8) ホームセンター業を営むMは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、一部の請求のあった納入業者を除き、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (9) ホームセンター業を営むNは、取引先納入業者に対し、店舗改装の際に売れ残った商品等について、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

3 飲食業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 飲食業を営むOは、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から取引先事業者に対し、Oが販売するお節料理及び恵方巻きの購入を要請していた。

- (2) 飲食業を営むPは、新規オープン又は改装オープンに際し、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から当該オープン店舗に納入等する取引先事業者に対し、当該店舗の利用を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 飲食業を営むQは、取引先事業者に対し、広告費等の販売促進費用の一部を補填するため、算出根拠等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (4) 飲食業を営むRは、取引先事業者に対し、在庫のまま売れ残った商品について、返品によって当該取引先事業者に通ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

4 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 日用品等の卸売業を営むSは、決算セールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。
- (2) 飲食料品の卸売業を営むTは、販売促進キャンペーンを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 卸売業を営むUは、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、Uの販売先小売業者の店舗における商品陳列作業を行わせるため、派遣のために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

5 その他の取引

購入・利用強制

- (1) 食料品製造業を営むVは、取引関係に影響を及ぼし得る仕入担当者から取引先納入業者に対し、Vが販売する中元又は歳暮商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 製造業を営むWは、Wの創立記念事業を実施するに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者の商品の販売促進につながるとはいえないにもかかわらず、協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 建設業を営むXは、主に住宅購入者を対象としたイベントの開催に際し、取引先事業者に対し、当該事業者の直接の利益にはならないにもかかわらず飲食店ブースでの接客業務等を行わせるために従業員等の派遣を要請していた。



平成25年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

平成26年5月28日
公正取引委員会

□ 排除措置命令は**18件**

行為類型	件数	対象分野
受注調整(民需)	7件	東京電力・関西電力発注の送電工事
入札談合(官公需)	2件	千葉県発注の土木一式・舗装工事
価格カルテル	8件	船舶による自動車運送業務, 異性化糖等の販売, インフルエンザ任意予防接種
優越的地位の濫用	1件	スーパーマーケットと納入業者との取引

□ 課徴金額は**約302億円**

- 平成20年度以降, 課徴金額は毎年度250億円以上

最近10年間の課徴金額の推移

年度 (平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
金額 (億円)	111.5	188.7	92.6	112.9	270.3	360.7	720.8	442.5	250.7	302.4

口入札談合・価格カルテル等を排除して消費者利益を保護

- 法的措置17件の市場規模は、年間総額約4200億円
- 国民生活にも密接に関連

国民生活に密接な関連を有する分野（例）	国民生活との関連（例）
電力会社発注の送電工事	発電所において発電された電気を送電するための送電線路等の建設工事
異性化糖及び水あめ・ぶどう糖	甘味料として清涼飲料水等を使用されている
公共工事	・千葉県土木一式・舗装工事（道路改良・修繕工事，排水路工事等） ・北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事
インフルエンザ任意予防接種	インフルエンザへの罹患を予防

□ 鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地 機械設備工事入札談合事件(1)

- ① 上場企業を含む全国的な事業活動を行っている事業者
が関与
- ② 公共的な社会的インフラ整備に係るもの
- ③ 関係人の一部の従業員が過去の談合事件で有罪

⇒ 8社8名を検事総長に刑事告発(平成26年3月)

今後とも、国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発を積極的に行っていく方針

□ 鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械

設備工事入札談合事件(2)

- 発注者である鉄道・運輸機構の職員が特定の入札参加事業者に、入札前の未公表情報である予定価格を教示

= 入札談合等関与行為(いわゆる官製談合)

- 官製談合をなくすためには、入札参加業者だけでなく発注者にも再発防止策を講じさせることが必要

⇒ 発注者である鉄道・運輸機構に対し、改善措置要求
(平成26年3月)

今後とも、官製談合をはじめとする独占禁止法違反に対し、
厳正・積極的に対処し、再発防止を図っていく

□ 優越的地位の濫用行為には**厳正に対処**するほか、

未然防止の観点から**効率的かつ効果的に処理**

- スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、排除措置命令・課徴金納付命令
(平成25年7月 課徴金額約13億円)

- 「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置
(平成21年11月)

問題の見られたホテル・旅館、大規模小売業者等に注意

年度 (平成)	21	22	23	24	25
注意件数	22件	55件	52件	57件	58件

平成25年度の優越的地位の濫用に係る注意件数は**過去最高**

□ 不当廉売の申告等には**迅速に対処**

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業については

原則2か月以内に処理することを目標

- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し、未然防止の観点から**注意**

(単位:件)

年度 (平成)	21	22	23	24	25
酒類	700	1,028	1,138	1,123	847
石油製品	956	714	444	426	452
家電製品	1,425	856	142	121	29
その他	144	102	48	66	38
合計	3,225	2,700	1,772	1,736	1,366

□ 調査した事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、**発注者等に申入れ・要請**

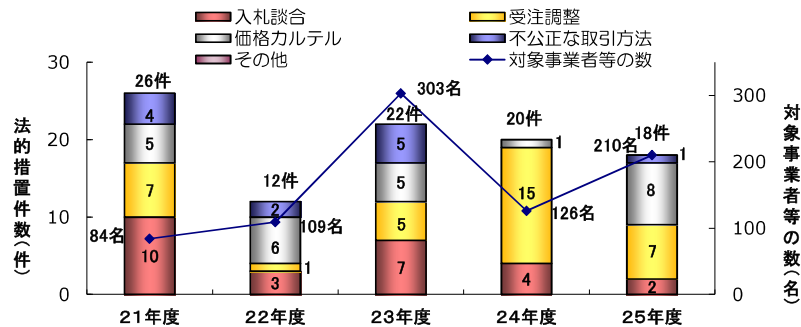
関係機関	申入れ等の内容
日本スターチ・糖 化工業会 ＜事業者団体＞	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件において、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格に係る事業者間の合意及び情報交換が日本スターチ・糖化工業会の会合の場を利用して行われており、同工業会の専務理事は、当該会合の場において、異性化糖等の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、日本スターチ・糖化工業会に対し、今後、同会合の場で同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。
東京電力(株) ＜発注者＞	東京電力(株)発注の架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の受注調整事件において、特定の者だけを工事参加対象とする等の同社の発注方法及び違反行為が発覚することがないよう事業者に注意喚起を行う等の同社の一部の社員の行為が独占禁止法違反行為を誘発し、助長していたことから、東京電力(株)に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じること等を申し入れた。
関西電力(株) ＜発注者＞	関西電力(株)発注の架空送電工事及び地中送電工事の受注調整事件において、指名競争見積等の参加者に非公表の予算価格や発注予定工事件名の一覧を提供する等の同社の一部の社員の行為が独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたことから、関西電力(株)に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じ、その効果を検証すること等を申し入れた。
鉄道・運輸機構 ＜発注者＞	鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、入札談合等関連行為防止法に基づく改善措置要求に加え、鉄道・運輸機構の役員・職員が北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件について、特定の入札参加事業者の従業員に対し、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していたことから、鉄道・運輸機構に対し、同機構における法令遵守体制の確立等を申し入れた。
国土交通省 ＜関係官庁＞	自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件において、海上運送法に基づき国土交通大臣への届出により独占禁止法の適用除外となる船舶運航事業者間の協定運賃は実際には使われておらず、現在届出されている適用除外カルテルが海上運送法に規定する独占禁止法の適用除外の要件に適合していないおそれがあることから、国土交通省に対し、要件適合性を見直し、必要な措置を速やかに講じるよう要請した。

平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について(ポイント)

国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

法的措置

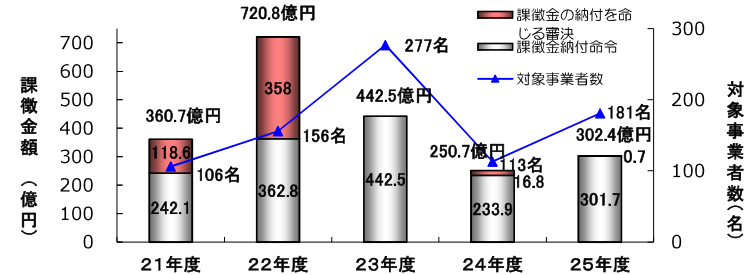
延べ210名の事業者等に対し、18件の法的措置



課徴金

延べ181名の事業者に対し、302億4283万円

(うち、平成25年度に行われた課徴金納付命令によるもの：301億7410万円)



- 違反を繰り返した事業者に対する割増算定率の適用：4事件（9事業者）
- 主導的な役割を果たした事業者に対する割増算定率の適用：3事件（6事業者）
- 課徴金減免申請件数：50件（平成18年1月以降の累計：775件）

＜入札談合・受注調整・価格カルテル＞

○入札談合(官公需)

- ・千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件
(平成26年2月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ・鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件
(平成26年3月 検事総長に告発)
(同月 鉄道・運輸機構理事長に対し、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求)

○受注調整(民需)

- ・東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電ケーブル工事の工事業者による受注調整事件
(平成25年12月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ・関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者による受注調整事件
(平成26年1月 前同)

○価格カルテル

- ・異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件
(平成25年6月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ・段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件
(平成25年7月 前同)
- ・一般社団法人吉川松伏医師会による価格カルテル事件
(平成26年2月 排除措置命令)
- ・自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件
(平成26年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

＜中小事業者等に不当に不利益をもたらす不正な取引方法＞

○優越的地位の濫用

- ・スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件
(平成25年7月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ・優越的地位濫用事件タスクフォースによる効率的かつ効果的な審査
(58件の注意)

○不当廉売

- ・酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業について1,366件の事案に対して注意
(迅速処理によるもの)

審判の概況

- 審判手続開始件数：25件
- 審判手続を経た審決件数：15件
- 審判係属件数：182件(うち99件は課徴金納付命令に係るもの)